

2023年5月31日

国会議員各位

東京歯科保険医協会  
会長 坪田有史

本会は、東京都内の歯科保険医約 6,000 名が所属している団体です。

歯科保険医の経営・生活を守り、国民の歯科医療と健康の充実及び向上を図ることを目的に活動を行っております。

2024 年秋に健康保険証が廃止される方針が示されていますが、健康保険証と異なりマイナ保険証や資格証明書は申請が必須であるうえ更新制のため、申請や更新手続きが行えない場合、無保険扱いとなる事が危惧されています。また、医療が特に必要な要介護者や障害者においては、自身で申請を行うことが難しく、家族や介助者などに頼らざるを得ず更なる事務負担を与えることとなります（参考1）。このような問題がある中で、健康保険証は廃止するべきではありません。

また、オンライン資格確認システム自体にも、「他人の情報が紐づけられている」などのトラブルが起きています。当会のアンケートでも「資格があるのに無効と表示される」との報告が散見されており、不完全なシステムであれば早期に検証すべきであり、それがなされるまでは導入の義務化を撤回するべきです（別紙資料）。

診療報酬については、2024 年 4 月よりオンライン請求の義務化が検討されていますが、歯科では電子レセプトをオンライン請求している医療機関は 33.5%であるのに対し、電子レセプトをCD等の電子媒体で郵送している医療機関は 58.6%と半数を超えている状況です（参考2）。オンライン請求の場合はオンライン上での受付時間に制約があるため、診療後に行う事務処理が他と比べてしにくいという課題があります。また、過去にサーバーダウンが起きたため、一本化に対する不安の声もあります。このような課題が議論されずに、オンライン化を進めるべきではありません。

また、患者負担については、残念ながら昨年 10 月に 75 歳以上の一部患者の負担割合が 1 割から 2 割に引き上げられました。全国保険医団体連合会が以前行ったアンケートでも、75 歳以上の患者で 2 割負担の患者の 16.8%が、「経済的な理由による受診控えがある」と回答しております（参考3）。2025 年 9 月 30 日までは負担増分を 3,000 円に留める限定的な配慮措置がありますが、負担増は患者の受診に深刻な影響を及ぼし、健康被害に繋がる恐れがあります。

以上より、下記の事項を要望します。

記

- 一、健康保険証の“廃止”は、撤回すること。
- 一、オンライン資格確認システムの導入の“義務化”は、撤回すること。
- 一、診療報酬の“請求方法のオンライン化”は、撤回すること。
- 一、適切な歯科医療の提供のために、患者窓口負担の引き下げを行うこと。

以上